



取 手 市 障 害 者 福 祉 計 画

(令和7年度～令和11年度)

令和7年3月

取 手 市

はじめに

日本社会は、他国に類をみない速度で高齢化が進んでいます。また、一段と進んだ少子化により、人口減少が社会問題となっています。

今後も、さらに高齢化は進展し、障害者数の増加と相まって、これまで以上に医療や介護、生活支援体制の充実が求められます。



しかし、令和2年からの新型コロナウイルス感染拡大によって、人々の関係の希薄化、生活の孤立化が進むとともに、医療提供体制や介護支援体制の脆弱さが浮き彫りとなりました。

取手市においても、コロナ禍という私たちの生活に大きな変化を与えた今、人と人のつながりの重要性や障害者、高齢者、子どもを支える社会のしくみづくりが今まで以上に注目されています。

また、SDGs（持続可能な開発目標）では、人や国の不平等などがなく社会の実現が目標の一つとされており、年齢、性別、障害、人種などによる社会、経済、政治的な不平等の解消に向けた、あらゆる手段を講じることが求められています。

障害は、生まれながらや事故や病気、あるいは年齢を重ねることにより、誰にでも生じます。障害の種類や程度は様々であり、同じ障害でもその状態は一律ではありません。地域社会、住民の価値観や生活様式が多様化する中で、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが人格と個性を尊重しあい、障害のあるかたが住み慣れた地域で社会に参加をしながら自立した生活を送ることが可能な地域共生社会の実現が必要です。

計画の推進には、地域の皆さまや、障害福祉の社会資源を運営する障害者支援団体や障害福祉サービス事業者の皆さまのご協力が不可欠です。市民の皆さまと共に、専門性を活かしながら、協働することにより地域福祉の課題解決に取り組んでまいります。市民の皆様におかれましても引き続き、御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに本計画の策定にあたり、御審議をいただきました取手市障害者福祉計画策定委員会の委員の皆さまをはじめ、御意見をお寄せいただきました市民の皆さまに心より御礼申し上げます。

令和7年3月

取手市長 中村 修

取手市障害者福祉計画

(令和7年度～令和11年度)

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	
2. 計画の位置づけ	
3. 計画の対象とする障害者の定義	
4. 計画期間	
第2章 障害者の状況	3
1. 取手市の障害者の推移	
第3章 計画の基本的な考え方	8
1. 計画の基本理念	
2. 計画の基本とする目標	
3. 施策の体系	
第4章 基本計画	13
基本目標1 人の温かさが感じられる共生のまちづくり	
基本目標2 安らぎやうるおいを感じる生活ができるまちづくり	
基本目標3 だれもが自分らしくいきいきと暮らせるまちづくり	
第5章 計画の推進にむけて	27
1. 計画の推進体制	
2. 計画の達成状況の点検及び評価	
3. SDGsとの結びつき	

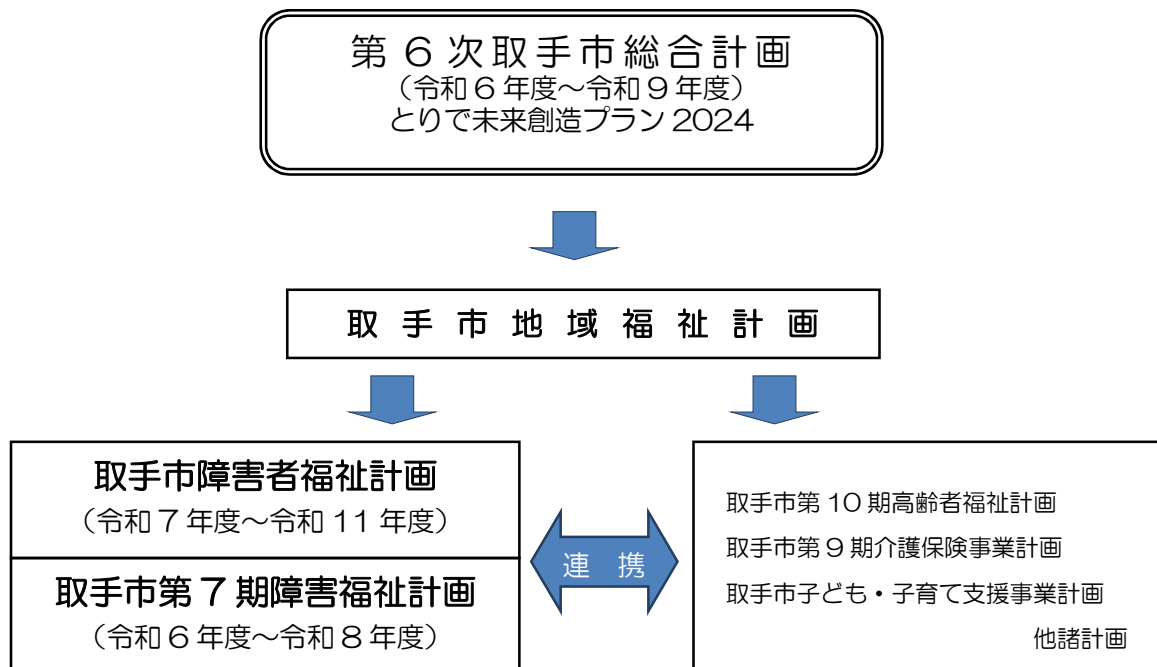
第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

取手市障害者福祉計画は、『障害者基本法』第11条第3項の規定による市町村障害者計画であり、今後、取手市が進める障害者施策の基本的な方向や目標を定めた計画で、全市民に向けた障害や障害者に対する理解・啓発の推進をはじめ、障害者に向けた安全安心な生活環境の整備、必要な情報を得て利活用をすることができる（情報アクセシビリティ）環境の整備、意思疎通支援の充実、防災、防犯等の推進、差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止、自立した生活の支援・意思決定支援の推進、保健・医療の推進、行政等における配慮の充実、雇用・就業、経済的自立の支援、教育の振興、文化芸術活動・スポーツ等の振興、などの関連施策を体系的に示し、市の実情に見合った計画的かつ効果的な施策の方向を示すものです。

また、「第6次取手市総合計画」を上位計画とし、地域福祉計画・高齢者福祉計画をはじめする福祉分野における他の個別計画との連携を図りながら推進します。

2. 計画の位置づけ



	障害者福祉計画	障害福祉計画
根拠法令	障害者基本法 第11条第3項	障害者総合支援法 第88条
趣 旨	障害者のための施策に関する基本的な事項を定める計画	障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する計画
位置づけ	本市の障害者施策全般にわたり、取り組むべき方向性について定めており、基本計画としての性格を有しています。	地域の実情に合わせて、各種サービスの数値目標や又見込み量等を定めており、実施計画としての性格を有しています。

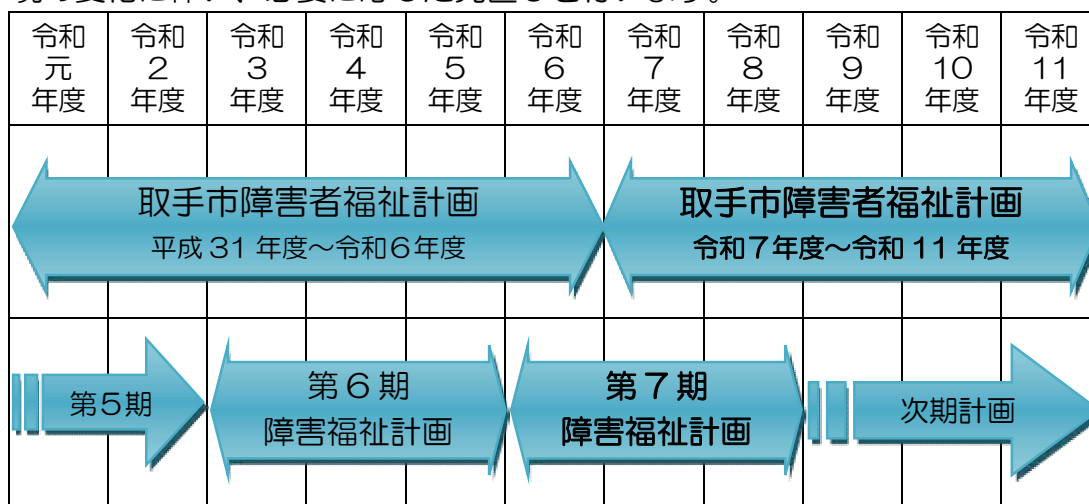
3. 計画の対象とする障害者の定義

「障害者」とは、平成23年8月に改正された『障害者基本法』により、“身体障害者、知的障害者、精神障害（発達障害を含む。）者、障害児、その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの”と定義されています。また、令和6年4月に改正された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」では、事業者に対しても合理的配慮の提供により、社会的障壁の解消が義務付けられています。

本計画では、障害により支援を必要とする人を広く「障害者」と捉え、支援のあり方を考えていきます。

4. 計画期間

この「取手市障害者福祉計画」は、令和7年度～令和11年度の5年間を計画期間とします。ただし、制度改正や社会情勢等、障害者を取り巻く環境の変化に伴い、必要に応じた見直しを行います。



※前期計画は、「とりで未来創造プラン2024」との整合を図るため、計画期間を1年間延長

第2章 障害者の状況

1. 取手市の障害者の推移

(1) 取手市の手帳交付数

取手市の人口総数に対する障害者の比率は、平成30年度以降では増加傾向にあり、令和5年度においては全体の5.62%にあたる5,956人が手帳を交付されています。内訳は、身体障害者手帳交付者が3,854人、療育手帳交付者が877人、精神保健福祉手帳交付者が1,225人となっています。

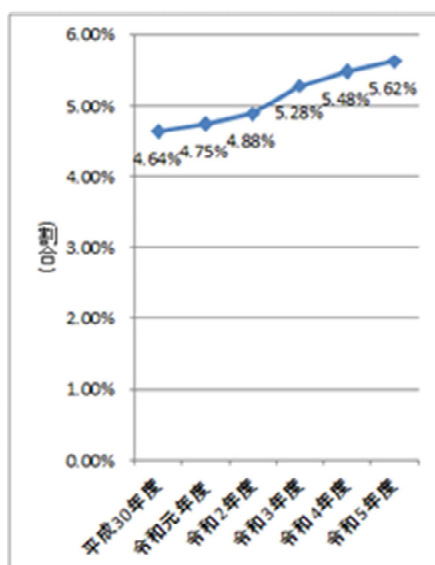
人口総数及び各手帳の交付数は、平成30年度と令和5年度を比較すると、人口総数は減少傾向にあるものの、各手帳の交付数はいずれも増加しています。中でも、精神保健福祉手帳の交付数は、平成30年度の約1.37倍となっています。

人口に占める障害者比率は毎年4%半ばから6%程度となっており、増加幅は大きくはないものの、引き続き増加していくものと推測されます。

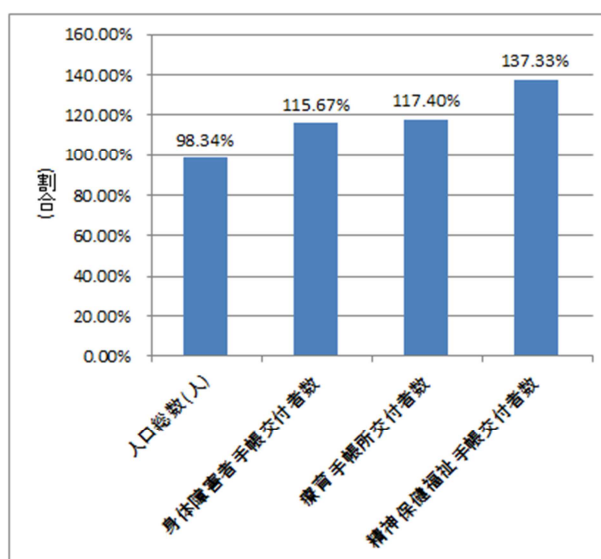
◆人口および身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳交付数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	平成30年度との比較
人口総数(人)	107,704	107,204	107,017	106,293	106,143	105,913	98.34%
身体障害者手帳交付者数	3,332	3,377	3,449	3,724	3,831	3,854	115.67%
人口総数に対する比率	3.09%	3.15%	3.22%	3.50%	3.61%	3.64%	—
療育手帳所交付者数	747	776	801	831	841	877	117.40%
人口総数に対する比率	0.69%	0.72%	0.75%	0.78%	0.79%	0.83%	—
精神保健福祉手帳交付者数	892	925	942	1,035	1,137	1,225	137.33%
人口総数に対する比率	0.83%	0.86%	0.88%	0.97%	1.07%	1.16%	—
障害者手帳交付者総数	4,971	5,078	5,192	5,590	5,809	5,956	119.81%
人口総数に対する比率	4.62%	4.74%	4.85%	5.26%	5.47%	5.62%	—

◆人口総数に対する障害者比率の推移



◆人口総数及び各手帳交付数の比較(平成30年度比)



(2) 身体障害者手帳交付数の状況

令和5年度の身体障害者手帳交付数は、平成30年度より522件増加の3,854件となっており、この間は2%程度の増加となっています。

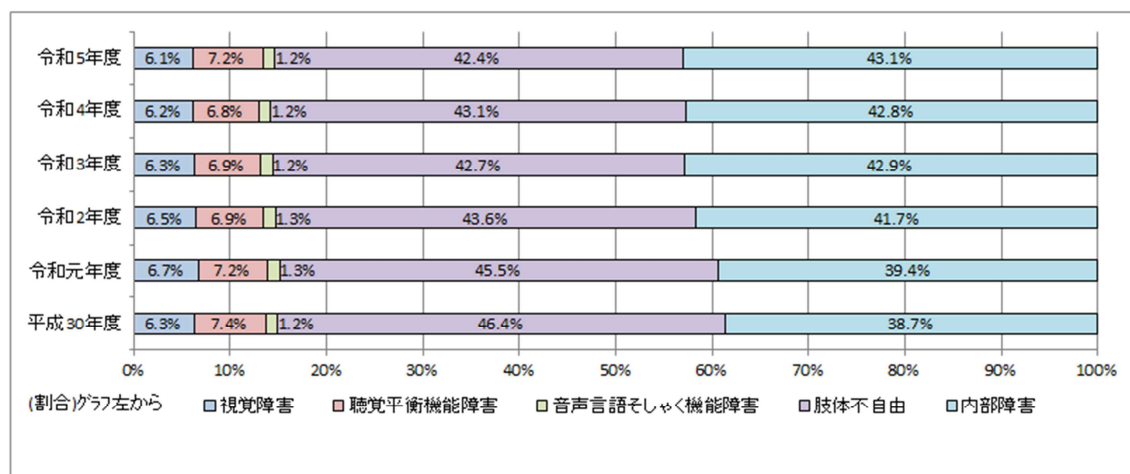
障害別の構成比は令和5年度では、「肢体不自由」が43.1%、「内部障害」が42.4%と、この2種類の障害で全体の8割以上を占めています。

また、年齢別では、65歳以上の人の割合が全体の約7割を占めています。

◆身体障害者手帳の交付状況

(件)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
視覚障害	209	227	224	234	236	236
聴覚平衡機能障害	247	243	239	256	260	279
音声言語そしゃく機能障害	41	43	44	46	46	45
肢体不自由	1,545	1,535	1,505	1,591	1,651	1,633
内部障害	1,290	1,329	1,437	1,597	1,638	1,661
合計	3,332	3,377	3,449	3,724	3,831	3,854

◆障害種類別 構成比の推移



等級別の構成比は令和5年度では、「1級」が36.5%、2級が13.1%で約半数を占めています。

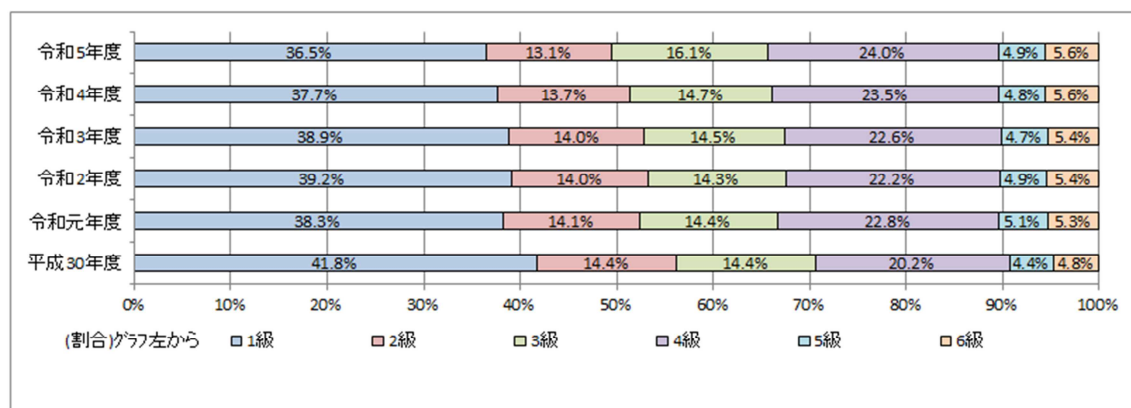
等級別の交付状況は、平成30年度と令和5年度を比較すると「1級」が12件の増加、「2級」が23件の増加、「3級」が140件の増加、「4級」が252件の増加、「5級」が41件の増加、「6級」が54件の増加となっており3級から6級までの交付数が目立った増加を示しています。

◆等級別 身体障害者手帳の交付状況

※1 級が最も重度となり 6 級が最も軽度となる

(件)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1級	1,393	1,292	1,351	1,448	1,445	1,405
2級	481	476	484	520	524	504
3級	479	485	493	541	565	619
4級	673	771	766	840	900	925
5級	146	173	169	175	184	187
6級	160	180	186	200	213	214
合計	3,332	3,377	3,449	3,724	3,831	3,854

◆等級別 構成比の推移



◆等級別 障害種類別の交付数（令和5年度）

※「—」は該当する等級がないもの

(件)	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	84	81	12	18	26	15	236
聴覚平衡機能障害	2	61	33	90	1	92	279
音声言語そしゃく機能障害	1	1	27	16	—	—	45
肢体不自由	329	343	267	427	160	107	1,633
内部障害	989	18	280	374	—	—	1,661
合計	1,405	504	619	925	187	214	3,854

(3) 療育手帳交付数の状況

令和5年度の療育手帳交付数は、平成30年度より130件増加の877件となっており、増加傾向にあります。

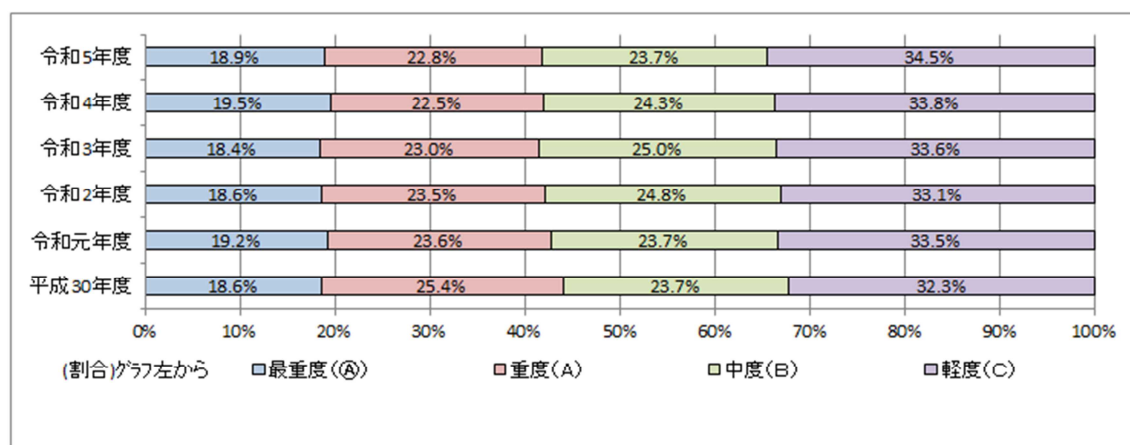
程度別の交付状況は、平成30年度より「㊤」は4件の減少、「A」は10件の増加、「B」は31件の増加、「C」は62件が増加しており、中度・軽度の交付数が大きく増加しています。

令和5年度の年齢層でみると、「18歳以上」が684件、「18歳未満」が193件となっており、約8割が「18歳以上」の方への交付となっています。

◆程度別 年齢層別 療育手帳交付状況

(件)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
最重度 (A)	18歳以上	115	125	127	128	140	146
	18歳未満	24	24	22	25	24	20
	小計	139	149	149	153	164	166
重度 (A)	18歳以上	152	150	157	162	158	165
	18歳未満	38	33	31	29	31	35
	小計	190	183	188	191	189	200
中度 (B)	18歳以上	145	152	163	166	165	165
	18歳未満	32	32	36	42	39	43
	小計	177	184	199	208	204	208
軽度 (C)	18歳以上	173	186	190	192	199	208
	18歳未満	68	74	75	87	85	95
	小計	241	260	265	279	284	303
合 計	18歳以上	585	613	637	648	662	684
	18歳未満	162	163	164	183	179	193
	合計	747	776	801	831	841	877

◆程度別 構成比の推移



(4) 精神障害者保健福祉手帳交付数の状況

令和5年度の精神障害者保健福祉手帳交付数は、平成30年度より333件増加の1,225件となっており、身体障害者手帳や療育手帳と比較しても増加が顕著です。

等級別の交付状況は、「1級」が100件、「2級」が764件、「3級」が337件と、約6割を「2級」が占めています。

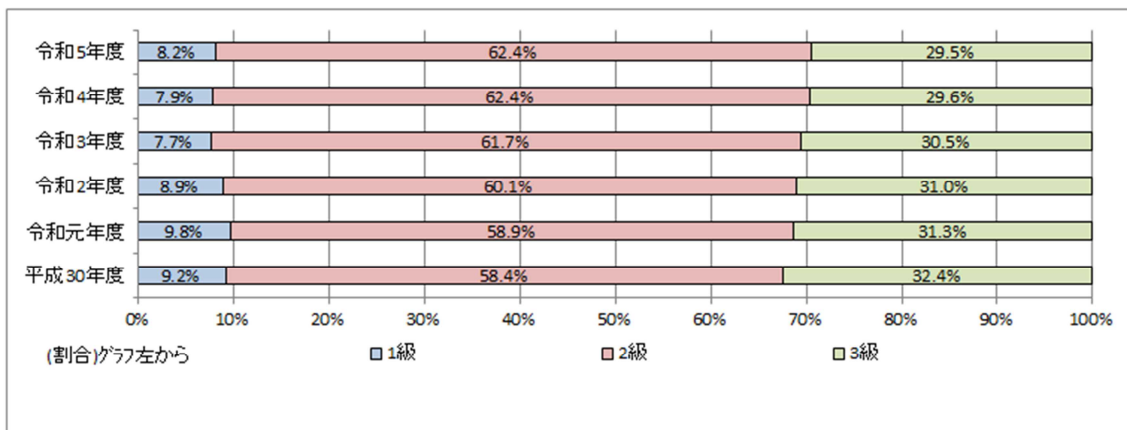
また、等級別の交付状況は、「1級」、「3級」は平成30年度と比較すると横ばいから微減傾向ですが、「2級」については増加の傾向を示しています。

◆等級別 精神障害者保健福祉手帳交付状況

※1 級が最も重度となる

(件)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1級	82	89	84	80	90	100
2級	521	537	566	639	710	764
3級	289	285	292	316	337	361
合計	892	911	942	1,035	1,137	1,225

◆等級別 精神障害者保健福祉手帳交付数の推移



第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

障害者基本法第1条に規定されているように、障害者施策は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要があるとしています。まさにこれは、ノーマライゼーション^①と、リハビリテーション^②の理念のもとに推進されているものといえます。

本計画は、このような社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援をするとともに、障害者の活動や社会参加を制約している社会的な障壁を除去するため、取手市が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定め、障害者の自立と社会活動を促進できる共生社会を目指すものです。

そして、第6次取手市総合計画で掲げるまちづくりの基本構想である「障害の有無に関係なく、すべての人がその人らしく生涯を通じていきいきと自立した生活が送れるよう、必要な支援を受けることができる体制づくりを進め、平等で支えあう社会の実現」に向けて、3つの基本目標を定めました。

基本目標

- 1 人の温かさが感じられる共生のまちづくり
- 2 安らぎやうるおいを感じる生活ができるまちづくり
- 3 だれもが自分らしくいきいきと暮らせるまちづくり

①ノーマライゼーション

障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそ本来あるべき社会であるとの考え方

②リハビリテーション

障害のある人の身体的・精神的・社会的な自立能力の向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それぞれの年代のあらゆる生活場面において、その人らしく生きる権利の回復を図り、自立と社会参加を目指すとの考え方

2. 計画の基本とする目標

1 人の温かさが感じられる共生のまちづくり

- 障害の有無に関わらず、お互いにささえあっていくことができる社会を実現するために、ノーマライゼーションの理念を市民全体に広めます。【理解促進・広報啓発】
- 障害者の社会参加が促進され、障害を理由にした差別や不利益を受けにくい地域づくりを目指します。【理解促進・広報啓発】
- だれもが気軽に外出し、地域で活動できるよう、移動の利便性や安全性の向上を図るため、ユニバーサルデザイン[®]を活かした地域づくりを進めることで、防災体制についても充実を図り、地域住民と連携しながら、安心して暮らせる地域づくりを目指します。
【安全安心な生活環境の整備・防災・防犯等の推進】

2 安らぎやうるおいを感じる生活ができるまちづくり

- 障害者が住み慣れた地域で、必要とするサービスを利用できるよう、障害の状態や生活環境に対応したきめ細かなサービスの提供を図ります。また、気軽に相談を受けることができる体制の充実を図り、障害者とその家族への支援に努めます。【自立した生活の支援】
- 住み慣れた地域で過ごすために、福祉・保健・医療の連携を強化し、障害者に対して保健サービスやリハビリテーション等の包括的な支援を充実させていきます。【保健・医療の推進】

3 だれもが自分らしくいきいきと暮らせるまちづくり

- 障害のある子どもたちの可能性を最大限に引き出すため、個々の障害や発達の状況に応じた療育・教育体制の充実を努めます。また、生涯にわたる学習の機会や社会参加の機会の情報提供、外出支援の充実を図り、自ら関心のある活動に参加して、多くの人とふれあい、ともに心豊かな時間が過ごせるように支援します。【教育との連携】
- 障害者が個々の能力を発揮して働くことにより、経済的に自立し、自己実現を図るとともに社会に貢献できるよう、多様な形態の就労の場や職域の拡大を促進します。【雇用・就業・社会参加】

③ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、年齢や性別といった差異、障害の有無などにかかわらず、多様な人々が利用しやすいように都市や生活環境を設計（デザイン）する考え方

3. 施策の体系

基本目標1 人の温かさが感じられる共生のまちづくり

1. 共生社会の理解を深めるために

(1) 相互理解の促進

- ① 障害理解への広報啓発活動の促進
- ② 交流活動の促進
- ③ 権利擁護や虐待防止対策の推進
- ④ 障害を理由とする差別の解消の推進

(2) 福祉教育の充実

- ① 学校教育における福祉教育の推進
- ② 地域における福祉教育の推進

(3) 協働体制の整備

- ① ボランティア活動の促進
- ② 関係者団体等の活動の推進

2. 安心して暮らせる生活環境をつくるために

(1) 安全・安心な生活環境の整備

- ① 公共施設等の整備
- ② 民間施設の整備
- ③ 歩行空間等の整備
- ④ 住宅の確保と入居の支援

(2) 防災・防犯体制の推進

- ① 平常時におけるサポート体制の強化
- ② 災害発生時におけるサポート体制の強化
- ③ 防犯体制の充実

基本目標2 安らぎやうるおいを感じる生活ができるまちづくり

1. 住み慣れた地域での日常生活を支えるために

(1) 福祉サービスの充実

- ① 訪問系・日中活動系サービスの充実
- ② 居住系サービスの充実
- ③ 共生型サービスの充実
- ④ 難病・発達障害への支援
- ⑤ 福祉人材の確保・育成

(2) 相談・情報提供体制の充実

- ① 総合的な相談支援体制の充実
- ② 情報提供体制の充実
- ③ 取手市自立支援協議会の充実
- ④ 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(3) 生活安定施策の充実

- ① 手帳取得の啓発
- ② 経済的支援制度の利用促進
- ③ 医療費助成制度の充実

2. 健やかで安心な生活を支えるために

(1) 障害の発生予防と早期発見・早期治療

- ① 障害の原因となる傷病の予防の推進
- ② 障害の早期発見・早期治療の推進

(2) 地域医療体制の整備

- ① 医療関係機関との連携強化
- ② 精神保健・医療の提供

基本目標3 だれもが自分らしくいきいきと暮らせるまちづくり

1. 一人ひとりに応じた保育・教育を進めるために

(1) 乳幼児期の療育支援の充実

- ① 関係機関の連携・協力体制の充実
- ② 発達につまづきや偏りのある児童への発達支援の充実
- ③ 保育環境の整備・充実

(2) 教育との連携

- ① 障害に関する理解と啓発の推進
- ② 保護者・学校との連携

2. 自分らしくいきいきと社会や地域で活動するために

(1) 雇用の確保と就労の支援

- ① 雇用に関する理解と啓発の促進
- ② 雇用機会の拡大と充実
- ③ 福祉的就労への支援の充実

(2) 社会参加の促進

- ① 参加機会・情報提供の充実
- ② 施設・設備の整備の促進
- ③ 外出や移動等の支援の充実

第4章 基本計画

基本目標1 人の温かさが感じられる共生のまちづくり

1. 共生社会の理解を深めるために

障害のある人と障害のない人が、お互いに、障害の有無にとらわれることなく、支えあいながら社会で共に暮らしていくことが日常となるように、市民の理解促進に努めていきます。また、本計画の実施を通じて実現を目指す「共生社会」の理念や、いわゆる「社会モデル」（「社会モデル」とは、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみならず、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする考え方）の考え方について、必要な広報啓発を推進します。

(1) 相互理解の促進

① 障害理解への広報啓発活動の促進

- ・ノーマライゼーションの浸透を促進するため、市広報紙、市ホームページ、パンフレットなどを通じて、障害理解に関する啓発活動を進めます。
- ・身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害、盲ろう、重症心身障害、その他の重複障害など、より市民の理解が必要な障害や、外見からは分かりにくい障害について、必要な配慮等に関する理解の促進に努めます。
- ・点字、手話、視覚障害者誘導用ブロック、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）や障害者用駐車スペース等に対する理解を促進するとともに、その円滑な利活用に必要な配慮等について周知を図ります。また、障害者団体等が作成する啓発、周知のためのマーク等について情報提供を行い、その普及、理解の促進に努めます。
- ・「障害者週間」（12月3日～12月9日）などの様々な機会をとらえ、障害者や関係団体と連携しながら、障害者に対する理解を図るための啓発活動を推進します。
- ・あいサポート運動の推進により、様々な障害の特性を知り、障害者に温かく接するとともに、障害者が困っている時に「ちょっとした手助けや配慮」を行うことにより、誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）を目指します。

（あいサポート運動は、「障害者権利条約」の理念を実現するため、「障害を知り、共に生きる」をスローガンに平成21年11月28日に鳥取県でスタートしました。取手市もこの運動の理念に賛同し、令和4年6月23日に県内で初めて鳥取県と協定を結び、あいサポート運動に参加し

ました。)

- ・国・県と連携しながら、企業や団体等に対して、障害者に対する理解の促進に努めます。

② 交流活動の促進

- ・自治会等が実施する地域の行事に障害者が積極的に参加していくことを働きかけていくとともに、参加者に向けて、障害や障害者に関する正しい理解の促進に努めます。
- ・障害者施設における各種行事への地域住民の参加を促進し、施設利用者への理解を深める交流機会の提供に努めます。
- ・各種行事が行われる際は、障害者が一人でも多く参加できるよう、会場の設備や移動手段についての配慮を働きかけます。

③ 権利擁護や虐待防止対策の推進

- ・意思表示が困難な障害者の権利や財産を守るため、成年後見制度の利用を促進するために、必要な経費の助成を行います。関係機関との連携のもと、権利擁護に関する制度や事業の周知や活用の促進に努めます。
- ・障害者が家庭や施設等で虐待や差別を受けることのないよう、障害者虐待防止法の周知に努め、法律の適切な運用を図ります。市民に対し虐待防止等の啓発を行うとともに、地域住民やサービス事業者、関係機関等との連携による未然防止、養護者に対する相談等の支援に取り組みます。

④ 障害を理由とする差別の解消の推進

- ・障害者差別解消法ならびに同法に基づく基本方針、対応要領及び対応指針に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害者に対する必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）の提供を徹底するなど、障害を理由とする差別の解消に向けて着実に取り組みます。

(2) 福祉教育の充実

① 学校教育における福祉教育の推進

- ・学校（教育委員会）、社会福祉協議会、地域との連携により小中学校における福祉教育やボランティア活動を促進します。
- ・障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との交流を促進します。

② 地域における福祉教育の推進

- ・障害理解について、市民が十分な理解と認識を深められるよう、社会教育、生涯学習等の幅広い場における学習機会の提供に努めます。また、学習機会を通して、障害者との交流を図るとともに、交流活動に自主的に取り組むグループ等の育成に努めます。

(3) 協働体制の整備

① ボランティア活動の促進

- 社会福祉協議会のボランティアセンターの機能を強化し、福祉活動を行うグループなどの紹介や講習会等を開催することにより、ボランティア活動への理解を深め、ボランティア層の拡大に努めます。
- 既存のボランティア団体の活動が円滑に進むよう、ボランティアコーディネーターの育成を支援し、人材の専門化を図ります。
- 障害者自身が社会活動の一環としてボランティア活動に参加できるよう支援します。

② 関係者団体等の活動の推進

- 障害者団体の活動を手帳の交付時、市広報紙・ホームページ等でPRし、障害者の団体への加入を推進します。
- 障害者福祉の推進を目的に活動する団体に対して、運営等の支援を図るとともに、障害者団体が主催する講演会やレクリエーション事業などの自主的活動を支援し、活動の活性化を図ります。
- 障害者を支援する活動を効率よく促進していくために、障害者団体及びボランティア団体などの各種団体の連携の強化を図ります。

2. 安心して暮らせる生活環境をつくるために

障害者が外出をして、友人や知人と交流したり、買い物や趣味を楽しみたいと考えたときに、外出先での設備の不便さや、身体的・精神的な疲れなどの心配から、外出を控えてしまうことが考えられます。そうした思いを抱くことなく障害者が外出しやすい環境となるように、公共施設等のバリアフリー化や歩道等の整備に障害者の視点を取り入れるため、障害者支援団体等との協働により市全体で推進します。

また、災害発生時などの緊急時に、避難することができない、必要な情報を入手することができない、情報を発信することができない、判断をすることができないなど、自らの身を守ることができない人もいます。障害者が安全で安心な生活を送ることができる環境を整備するために、災害時要援護者避難支援プランや災害時の障害者へのサポート体制などの整備、障害者自身も参加する避難訓練の実施等、平常時から災害に備えた対策を障害者支援団体等との協働により進めます。

(1) 安全・安心な生活環境の整備

障害者がそれぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、住環境の整備、障害者が移動しやすい環境の整備、アクセシビリティ（施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと）

に配慮した施設等の普及促進、障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進等を通して、生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を推進します。

① 公共施設等の整備

- 公共施設をはじめとした多くの市民が利用する施設において、スロープ、障害者専用駐車場、案内標識、点字案内板等の整備を関係機関に働きかけます。
- 新しく公共施設等を建築する際は、障害者が利用しやすい施設とするために、設備等に関する意見を取り入れる機会を拡大します。

② 民間施設の整備

- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」、「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」の周知に努め、不特定多数の人が利用する公共性の高い施設について、障害者が利用しやすい施設整備を求めます。

③ 歩行空間等の整備

- 歩行の安全を確保するため、歩道等の整備について道路管理者等の関係機関と連携していきます。
- 屋外における活動範囲を拡大するために、公園等の整備時には、障害者用トイレ等の設置を推進します。
- 公共交通機関（駅舎等）の改善を関係機関に要望します。
- 移動の際に障害となる道路上の物品、看板、違法駐車等の排除を関係機関に申し入れるとともに、モラルの向上を働きかけ、市民に協力を求めます。

④ 住宅確保と入居の支援

- 住宅確保要配慮者を対象とした住宅セーフティネット制度等の活用による住居の確保及び入居を支援します。
- 日常生活上の介護や相談援助等を受けながら共同で生活するグループホームについて、地域における居住の場の一つとして新規事業者の参入や既存施設のサービスの質の向上を図ります。

（2）防災・防犯体制の推進

地域社会において安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時には、障害特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、福祉避難所を含む避難所や応急仮設住宅の確保、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、防災や復興に向けた取組を推進します。また、障害者を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの予防について、障害者の視点から助言、協力していきます。

① 平常時におけるサポート体制の強化

- 地震、火災等の緊急時に備え、障害のある人もない人も総合防災訓練や地域での防災訓練等への積極的な参加を呼びかけ、防災意識の向上や自主的な救出・救護等の活動促進を図ります。
- 地域住民や障害者団体と連携して、個人情報取り扱いに細心の注意を払いながら、地域の障害者の台帳整備・更新に努めるとともに、災害時に迅速な避難、救助活動を行うことができるよう、要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援計画の策定について、福祉部局全体で課題を共有し、協力して進めます。

② 災害発生時におけるサポート体制の強化

- 消防や警察などの防災関係機関との連携の強化、視覚障害者や聴覚障害者への情報提供の推進など、災害発生後、早期に障害者への安全対策が実施できる体制の構築を進めます。
- 必要な日常生活用具について、当事者や障害者団体と協議を進めながら、計画的に避難生活用品の備蓄を推進します。
- 要援護者に対して、状況に応じた福祉避難所の開設や福祉施設・医療機関等への二次的避難体制の整備など、災害発生後の支援体制づくりを市全体で推進します。
- 避難所、応急仮設住宅のバリアフリー化の推進とともに、避難所において障害者が障害特性に応じた支援と合理的配慮が得られるよう取り組みます。
- 災害発生後にも継続して福祉、医療サービスを提供することができるよう、障害者支援施設・医療機関等に対して災害対策に関する要請を行うとともに、福祉避難所の協定など、社会福祉施設・保健所・医療機関等とのネットワーク形成に取り組みます。

③ 防犯体制の充実

- 警察と地域の障害者団体、福祉施設等との連携の促進により犯罪被害の未然防止に努めます。
- 障害者支援施設等の防犯に係る施設整備について、関係機関や地域住民等と連携し、安全確保体制の構築を図ります。
- 消費者トラブルの防止及び障害者の消費者としての利益の擁護・増進に資するために、振り込め詐欺や消費者被害に遭うことがないよう、広報活動を強化するとともに、消費生活に関する相談活動や情報提供の充実に努めます。

基本目標2

安らぎやうるおいを感じる生活ができるまちづくり

1. 住み慣れた地域での日常生活を支えるために

障害者が住みなれた地域で生活をするためには、自宅や地域の施設で必要な支援を受けられることが重要となることから、障害の状況や生活環境に応じた選択ができるよう、様々な福祉サービスの充実に努めます。

必要なときに、障害者自身が適切なサービスを選んで利用できるよう、情報の提供体制や相談体制の強化を図ります。

また、諸事情により、経済的基盤が不安定にならざるを得ない世帯が、引き続き地域で安定した生活が送れるよう、各種経済的支援制度の利用促進を図ります。

(1) 福祉サービスの充実

① 訪問系・日中活動系サービス等の充実

- ・居宅介護をはじめとする訪問系サービスを充実させるとともに、日常生活用具の利用促進や外出支援など、住み慣れた地域において安心した生活を営んでいくために必要とされる、訪問系サービスの充実に努めます。
- ・障害者の自立と社会参加を促進するとともに、身体機能の維持向上を図るため、通所による日常生活訓練や就労支援等の日中活動系サービスの充実に努めます。
- ・短期入所や日中一時支援事業により、日常的に障害者を支援する家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。
- ・家庭での入浴が困難な重度の障害者に対して、入浴車による訪問入浴サービスの充実に努めます。

② 居住系サービスの充実

- ・在宅で生活することが困難な障害者の生活の場として入所系サービスの確保に努めます。
- ・社会福祉法人や医療法人等のサービス提供事業者との連携を図りながら、必要な支援やサポートを受けながら共同生活を送ることができるグループホームの整備の促進に努めます。
- ・障害者支援施設やグループホーム、病院から退所・退院した障害者等が、地域で自立した日常生活を送ることができるよう、自立生活援助等のサービスに関する情報提供に努めます。

③ 共生型サービスの周知啓発

- ・ 障害者総合支援法及び介護保険法の改正において「地域共生社会」の実現に向け、障害福祉及び介護保険制度の両方に「共生型サービス」（障害福祉又は介護保険のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定も受けやすくなるようにするもの）が創出されたことを踏まえ、今後も、必要な方すべてにサービスが円滑に提供されるように努めていく必要があります。「共生型サービス」について、障害福祉サービス事業所及び介護保険サービス事業所等に対して周知するとともに、障害福祉サービスと介護保険サービスが円滑に提供されるためには、両制度の要である相談支援専門員とケアマネージャーの連携が重要であることから新たな制度の周知に努めます。

④ 難病・発達障害への支援

- ・ 自閉症等発達障害、高次脳機能障害、難病に関する正しい理解を深めるための啓発を推進するとともに、難病や発達障害も障害福祉サービスの対象であることの周知を図り、本人とその家族等からの相談に応じ、適切なサービスが利用できるよう支援します。

⑤ 福祉人材の確保・育成

- ・ 障害福祉サービス等を提供する事業者に対して、障害者への対応に重要な役割を持つホームヘルパー、ガイドヘルパー、手話通訳者、要約筆記者、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門職種の人材確保と資質の向上を働きかけます。
- ・ 障害特性を理解したホームヘルパーを養成し、その技術向上のために、県や関係機関などで実施される研修会等への積極的な参加を促します。
- ・ 障害福祉サービス等を提供する事業者に対して、労働法規の順守とともに、サービス従事者の処遇改善や職場環境の改善を働きかけます。
- ・ 市の福祉に携わる職員のみならず、障害者に関する理解、外見から分かりにくい障害の特性など、全職員に対して障害に関する理解を深め、窓口等における障害者への配慮の徹底など職員の資質の向上に努めます。

(2) 相談・情報提供体制の充実

① 総合的な相談支援体制の充実

- ・ 障害者の重度化・高齢化、ならびに「親亡き後」を見据え、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制を整備するため、基幹相談支援センターを中心にきめ細かな対応を図ります。また、市の関係各機関はもとより、社会福祉協議会、サービス提供事業者、障害者団体、民生委員等の相互連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

- 住民からの相談に応じ必要な支援を行うほか、行政や社会福祉団体との橋渡し役である民生委員・児童委員の存在やペアレントメンター（発達障害児の子育て経験のある親であって、その経験を生かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人）、身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者家族等相談員などのピアサポート（ピアは「仲間、同輩、対等者」の意。同じ課題や環境を体験する人がその体験からくる感情を共有することにより、専門職による支援では得がたい安心感などを得ることを目的とする。）等の相談・支援活動についての周知を図り、より身近な地域での相談体制の充実を図ります。
- 障害者相談員や相談支援に従事する職員に対し、障害者やその家族からの相談に対して適切な助言ができるよう、関係機関等で実施される研修等への積極的な参加を図ります。

② 情報提供体制の充実

- ICT（情報通信技術）を活用して、多様な生活様式の中で、人と人とのつながりの構築や福祉サービス、医療、就労等の情報収集に活用できるよう、情報通信機器に関する情報発信と操作法の支援に努めます。
- 聴覚、言語機能、音声機能の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等との意思疎通を仲介する手話通訳者、要約筆記者の派遣による支援を行うとともに、点訳、朗読、手話、要約筆記、音声訳、代読、代筆を行う人材を養成するための講習会の実施により人材の育成や確保に努め、障害者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、必要な支援事業やサービスの利用促進を図ります。
- 視覚や聴覚・言語機能に障害のある人などに対し、意思伝達や情報収集を支援する日常生活用具や補装具を給付することにより、日常生活におけるコミュニケーションを支援していきます。
- 行政情報のアクセシビリティの向上として、特に障害者や障害者施策に関する情報提供及び緊急時における情報提供を行う際には、知的障害者、精神障害者等にも分かりやすい情報の提供に努めるなど、多様な障害の特性に応じた配慮に努めます。

③ 取手市自立支援協議会の充実

- ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者が地域に生活の場を移行をしていく上で、ニーズを満たすためのサービスの調整や充実を図り、安心して暮らせる地域づくりに資するため、中核的な役割を担う自立支援協議会の充実を図ります。

- ④ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムを構築していきます。

（3）生活安定施策の充実

- ① 手帳取得の啓発
- ・各法に基づく福祉サービスを受けられるようにするために、「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の取得について、関係団体及び民生委員等を通じて啓発を図ります。
 - ・手帳交付時に、市が編集している障害福祉サービスのしおりや各種パンフレット等を用い、福祉サービス等の周知を図ります。
- ② 経済的支援制度の利用促進
- ・手当等の各種支援制度について、一般の希望者にも障害福祉サービスのしおりを配布するとともに、市ホームページ等でも情報提供を行うなど、各種支援制度の周知に努めます。
 - ・障害年金や各種手当の支給、税制上の特例、医療費助成等支援制度の拡充について他の市町村と連携し、国・県に要請します。
- ③ 医療費助成制度の充実
- ・障害者が安心して医療が受けられるよう、各種医療給付・医療費の公費負担制度の拡充を国・県などの関係機関に働きかけ、医療費の助成制度の充実に努めます。
 - ・手帳等を取得することにより対象となる、各種医療給付・医療費の公費負担制度の周知に努めます。

2. 健やかで安心な生活を支えるために

障害の中には、予防できるものや早期に発見・治療できるものがあります。健康診査・健康相談などを通じて、障害の原因となる疾病を早期に発見することにより、疾病の重度化を防ぎ、結果として障害を予防することができると考えられます。また、健康診査の結果から障害を早期に発見し、早い時期から治療することにより、障害の重度化を防ぐことも可能となります。より多くの方が健康診査を受けることで、予防や早期発見できる障害も多くなるため、健康診査の受診率向上を図るとともに、生活習慣病にならないための健康づくりの推進に努め、医療関係機関との連携により医療を受けられる環境を整えます。

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、精神障害者への医療の提供、支援を可能な限り地域において行い、入院中の精神

障害者の早期退院及び地域移行を推進し、社会的入院の解消を進めます。また、精神障害者の地域への円滑な移行、定着が進むよう、退院後の支援に関する取り組みを進めます。

(1) 障害の発生予防と早期発見・早期治療の推進

① 障害の原因となる傷病の予防の推進

- 障害の予防につながる健康づくりのための各種保健事業への参加を呼びかけ、健康管理や障害予防知識に関する情報発信を行ないます。
- 出生から高齢期に至るまでの健康の保持・増進等のため、健康相談等の各種施策を通して、障害発生の原因となる疾病等の予防や早期発見・早期治療の推進を図ります。
- 健康診断の受診率の向上を図り、生活習慣病等を要因とした障害の予防や早期発見、早期治療につなげることにより、障害の発生や重度化の予防を図ります。また、生活習慣病等の発症予防のための健康教育の充実に努めます。

② 障害の早期発見・早期治療の推進

- 障害の発生や重度化を防ぐため、健康診査の結果、保健指導が必要な人に対し、それぞれのライフステージに対応した保健指導や訪問指導などの事後指導の充実に努めます。
- 発達に遅れや偏りなどがある子どもに対し、適切な療育支援ができるよう、関係機関との連携や専門的人材の確保に努めるとともに、相談支援体制の強化や療育機関の拡充を図ります。

③ 医療関係機関等との連携強化

- 市内の医療機関等において、障害者が安心して適切な医療やリハビリテーションが受けられるよう、受診しやすい環境整備の促進に努めるとともに、地域医療機関と広域を含めた専門医療機関の障害者医療体制の連携強化を図ります。

④ 精神保健・医療の提供

- 精神障害者への医療の提供、支援を可能な限り地域において行うとともに、入院中の精神障害者の早期退院（入院期間の短縮）に向けて、入院者訪問支援事業の活用による地域移行を推進し、社会的入院の解消を図ります。また、精神障害者の地域生活をサポートするため、各種社会資源を整備し、効果的に活用できるよう努めます。
- 居宅介護など訪問系サービスの充実や地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の提供体制の整備を図ります。
- 精神障害者の地域移行の取組を担う、行政、医療関係者、福祉関係者等の連携体制の構築を図ります。

基本目標3

だれもが自分らしくいきいきと暮らせるまちづくり

1. 一人ひとりに応じた保育・教育を進めるために

障害の有無によって分け隔てられることなく、すべての人が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、可能な限り共に教育を受けることができる仕組みの整備を進めるとともに、「社会モデル」を踏まえつつ、障害に対する理解を深めるための取組を推進します。また、合理的配慮の提供等の周知について充実を図ります。

障害のある子どもたちが、適切な保育・教育を受けるためには、子どもたちに関係するそれぞれの機関が協力し合い、一人ひとりのニーズに合った支援を長年にわたり継続していくことが必要です。

未就学児は、保育所・幼稚園等に通いながら就学に向けた準備期間に入りますが、この時期から就学先の学校関係機関との連携を図り、家族からの相談に対応できる体制の充実を図ります。

学校に通学している障害のある児童・生徒においては、就学前からの切れ目のない相談・情報提供体制により、一人ひとりのライフステージにあった支援体制の構築を図ります。また、教育相談との連携や、一般の児童・生徒の障害に対する理解を促進することで、充実した環境整備に取り組みます。

(1) 乳幼児期の療育支援の充実

① 関係機関の連携・協力体制の充実

- ・医療・保健・福祉・教育が連携し、早期発見・早期療育・保護者相談、交流保育等の機会拡大、就学相談等の一貫した協力体制の充実を図ります。

② 発達につまずきや偏りのある児童への発達支援の充実

- ・発達につまずきや偏りのある未就学児が、保育所・幼稚園等で共に学んだり遊んだりするインクルーシブ^④の理念を推進するとともに、特別支援学級等を置く小・中学校との連携を図るなど、一貫した発達支援の充実を図ります。
- ・発達に支援が必要な未就学児を対象とした、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う児童発達支援については、専門的な訓練等の提供があることから、事業所がまだまだ少ない現状にあります。既存資源の連携を更に強化するとと

もに、事業者の新規参入の推進に努めます。

③ 保育環境の整備・充実

- ・障害のある未就学児の受け入れを容易にし、利用しやすい保育所や幼稚園となるよう環境整備の支援に努めます。

④インクルーシブ

障害の有無やどのような背景を持っていても、多様性を認め共生していくこと

(2) 教育との連携

① 障害に関する理解と啓発の推進

- ・幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校に在籍する障害のある幼児、児童生徒が学びの選択肢を増やし、障害の有無にかかわらず可能な限り希望する教育を受けられるよう、合理的配慮の提供やインクルーシブの理念に関する情報発信に努めます。
- ・障害のある幼児、児童生徒がいじめに巻き込まれることなく、障害の有無にかかわらず互いを尊重し合いながら学ぶため、「社会モデル」を踏まえた啓発活動に努めます。

② 保護者・学校との連携

- ・小学校に就学する児童の保護者に対して、相談や検査等を通して情報提供や助言を行います。
- ・特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒、通常学級に在籍しながら支援を必要とする児童生徒の特性に配慮した指導・支援に資するよう、障害福祉の視点から保護者や学校との連携を図ります。
- ・支援を必要とする児童・生徒に対して、生活能力の向上のため、授業の終了後や休業日に訓練等を提供する放課後等デイサービス事業所を確保し、集団生活と健全育成の場の提供に努めます。

2. 自分らしくいきいきと社会や地域で活動するために

障害者が地域で自立した生活を営むにあたり、働く意欲を持つ障害者が、その能力を十分に発揮することができるよう、多様な就労の機会の確保と、就労支援の担い手の育成に努めます。一般就労が困難な人に対しては、福祉的就労における工賃水準の向上を図るなど総合的な支援を推進します。

また、事前に就労訓練を行うなど、就労に慣れることで、職場への定着を目指すとともに、企業等に対して障害者雇用に関する啓発を行っていきます。そして、一般就労が困難な人に対しては、福祉的就労等の支援を充実します。

障害者の社会活動、地域活動としてのスポーツ・レクリエーションなどのイベント、趣味の講座などへの参加を通して、生活を豊かにするとともに、市民

の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進のための情報提供、外出支援の提供に努めます。

(1) 雇用の確保と就労の支援

① 雇用に関する理解と啓発の促進

- 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率の向上にむけて、龍ヶ崎公共職業安定所等が事業者に対して行う啓発活動に協力します。
- 障害者が定着して就労できるよう、労働環境の改善、職場・職種の開発など、働く場の拡大や環境の整備を関係機関等に働きかけます。
- 障害者を雇用するための環境整備等に関する各種助成金制度に関する周知を行います。
- 市役所等の公共機関における障害者雇用を促進するため、職員の募集及び採用並びに採用後の各段階において、合理的配慮指針に基づく必要な措置を講ずるとともに、障害者雇用を推進し、雇用職域の拡大を図ります。

② 雇用機会の拡大と充実

- 企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行う就労移行支援事業の積極的な活用を支援します。
- 就労移行支援事業所を利用して一般就労した障害者については、就労に伴う生活面の課題に対して支援を行う就労定着支援により職場定着を支援します。
- 障害者及び事業主に対して、雇用の前後を通じて障害の特性を踏まえた直接的・専門的な援助を行う職場適応援助者（ジョブコーチ）の活用について働きかけます。
- 地元企業や事業所に対して、障害者試行雇用（トライアル雇用）事業の活用に関する情報提供を行い、就労体験機会の拡大を図ります。

③ 福祉的就労への支援の充実

- 一般就労が困難な障害者に対して、軽作業などの福祉的就労を通して生活指導や作業指導を行い、社会的自立を図るための支援を推進します。
- 障害者優先調達推進法に基づき、本市における物品や役務の調達について障害者支援施設等への発注に努め、障害者支援施設等における業務の受注確保を支援します。

(2) 社会参加の促進

① 参加機会・情報提供の充実

- 障害者が積極的に社会活動に参加できるよう、県、社会福祉協議会、

障害者団体等が主催する文化事業、スポーツ・レクリエーション大会等の情報提供の充実に努めます。

- 障害者が身近にスポーツを楽しめる環境の充実に努め、スポーツを通じた障害者の自立と社会参加を促進します。
- 障害者の学習意識の高揚を図るため、社会参加を促進するとともに、心豊かに生活するための趣味等の講座の充実に努めます。
- 福祉団体等との連携による、視覚障害者を対象とした点字・音声による図書や生涯学習情報の提供の充実に努めます。
- 選挙や政治活動において、障害のある人と障害のない人との格差が生じないように情報提供を行うとともに、障害者の利用に配慮した投票設備の設置、投票所における投票環境の向上に努めます。

② 施設・設備の整備の促進

- 障害者に配慮して整備されている公共スポーツ施設を積極的に広報し、利用促進を図るとともに、未整備の施設については、障害者団体や関係機関と調整しながら、環境整備に努めます。

③ 外出や移動等の支援の充実

- 社会参加や余暇活動に参加するための移動支援サービスの充実に努めます。
- 移動支援としての運賃等の助成や割引制度に関する周知を図り、利用促進に努めるとともに、国や関係機関に、鉄道、バス、国内航空運賃等の各種料金等の軽減について、さらなる拡充を要請します。
- 身体障害者の社会参加の促進と日常生活の利便を図るため、自動車運転免許の取得費助成である身体障害者自動車運転免許取得費補助事業や自動車の取得にあたり改造を要する場合の助成である身体障害者自動車改造費補助事業の利用促進を図ります。

第5章 計画の推進にむけて

1. 計画の推進体制

本計画を推進し、障害者が住み慣れた地域で生活し、活動できる社会を実現していくためには、行政による対応だけでなく、市民をはじめ、障害者団体、ボランティア団体、社会福祉協議会、民生委員児童委員などの多くの地域関係団体、機関の参加と行動が不可欠です。それらの関係団体、機関と相互に連携を図り、計画を推進します。

次に、障害福祉に関するサービスや事業の利用は、市町村の境界を越えて行われることも多いことから、本計画に基づく障害者施策の推進にあたっては広域的な観点から取り組む必要があります。

最後に、障害者福祉施策に関する法や制度の見直しなど、国や県が所管する課題については、近隣市町村との連携のもと、積極的に提言や要望を行っていくとともに、障害福祉に関する予算の確保について、機会を捉えて国や県に引き続き要望します。

2. 計画の達成状況の点検及び評価

本計画の施策の進捗管理にあたっては、適宜、計画に定める事項について調査、分析及び評価を行い、計画の変更やその他必要な措置について障害者施策のPDCAサイクルを循環させながら実行していきます。また、それらを踏まえながら、施策・事業の適時の見直しや次期計画の内容などに反映していきます。

3. SDGsとの結びつき

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27年9月の国連サミットで採択された令和12年を期限とする基本目標です。

本計画が目指す地域共生社会は、SDGsにおける「誰一人の取り残さない」社会の実現の考え方や理念と結びつくものです。地域のあらゆる住民が支えあいながら、自分らしい生活を送ることができるよう、本計画の基本目標で掲げた取組を丁寧に進めてまいります。



令和7年3月

発行：取手市福祉部障害福祉課

住所：〒302-8585

茨城県取手市寺田5139番地

電話：0297-74-2141

